

「第5次志免町総合計画基本計画（案）について」パブリックコメントの結果

☆ 意見等の募集期間：平成22年7月20日～平成22年8月20日

☆ 意見等の受付件数：1人 2件（提出方法の内訳：直接持参1人）

No	ご意見	まちの考え方
1	<p>災害対策法が昭和36年11月に制定された以後、災害での全国被災者は少なくなった。これは行政の公助によるもので住民は感謝しなければならない。しかし、志免町では宇美川の改修や下水道も完備されたものの昨今の局地的降雨やゲリラ豪雨による水害から行政は住民の生命・財産を守られるだろうか。もはや行政の公助だけでは解決される課題ではないと思います。</p> <p>自分の命は自分で守り、我が地域は自分たちで守るのが災害に対しての住民の心構えであり、それと同時に地域コミュニティの共助も求められます。それによって地域の結束力もたかまり、将来、地域の共助によって高齢者の独居課題、子育て課題などの解決にも発展します。</p> <p>行政、住民の垣根を越えてお互い助け合い、安心・安全なまちづくりを目指す、これが協働の形ではないでしょうか。</p> <p>第5次志免町総合計画（案）の防災対策施策には自助・公助・共助の文言を入れていただきたい。</p>	<p>今回の計画の特徴の1つとして、基本計画における28全ての施策において、町民、地域・団体・事業所、行政のそれぞれが担うべき役割、まさに自助・共助・公助の考えを明確に示しております。</p> <p>施策19「防災対策の推進」においても、自助である町民の役割、共助である地域や事業所の役割、公助である行政の役割を明確に示し、基本方針でもその具体的な取り組みを示しております。</p>
2	<p>第5次志免町総合計画(案)は、平成10年に改正されたまちづくり三法に基づいて作成されたと思いますが、中心市街地活性化法に関しての施策が含まれてないように思う。</p> <p>大店法、都市計画法については計画（案）の施策の中には組み入れられてる様だが、中心市街地活性化法のまちの活性化については組み込まれてない様に見えるが、具体的にどの様に考えてるのか。</p> <p>この計画（案）では、地域における社会的・経済的及び文化的活動の拠点となる市街地の形成が見られない様に思う。志免町都市計画マスタープラン（2009概要版）と関連させながら、地域住民と関係事業者が相互に密接な連携を図り、主体的に取り組むべきではないかと思えます。総合計画の政策段階では行政・住民・関係事業者が連携を図り得るシステムの構築を考えていただきたい。</p>	<p>総合計画は、ご指摘のまちづくり三法に基づいて策定するものではなく、町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定するものです。</p> <p>また、当町には、中心市街地活性化法に規定するところの中心市街地に該当する地域はございませんので、その施策については掲げておりません。</p> <p>地域における社会的・経済的及び文化的活動の拠点となる市街地の形成につきましては、拠点市街地の形成とは行かないまでも、地域の活力を高めるという視点から、産業と地域を一体的に捉え、政策I「人と地域がにぎわうまち」の中の施策5「産業の支援」の中で、町内の消費を拡大する方向性を検討することで、対応を図っています。</p> <p>志免町都市計画マスタープランとの関連や住民と事業所との連携については、ご意見のとおり取り組んでいく所存です。</p> <p>また、政策段階での行政・住民・事業者の連携は、施策の中で取り組んでいきたいと考えます。</p>